

2009年8月21日

Zenken通信 (vol. 59)

▽ 今回のお届け情報

Title: 神奈川県「現場代理人の兼務範囲 更に拡大」

Outline

添付資料P1~2

○神奈川県は本年1月より、県内中小建設企業の受注機会の拡大を図るため、現場代理人が兼務できる工事の範囲を拡大して運用してきたが、6月補正予算の成立による今後の発注量の増加に対応するため、9月1日以降の発注案件から、現場代理人の兼務範囲を更に拡大して運用することとした。
(1月の見直し内容については、Zenken通信vol.6を参照下さい。)

[今回の見直し内容]

- ①兼務できる工事規模を拡大
1,000万円未満 ⇒ 2,500万円未満
(建築工事は、500万円未満⇒1,000万円未満)
- ②対象工事の組み合わせを全部局に拡大
同一部局内の発注工事 ⇒ 全部局の発注工事

《神奈川県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

会 員 各 位

社団法人神奈川県建設業協会
会 長 三 木 崇 雄

神奈川県発注工事における現場代理人の兼務に関する運用の見直しについて

標記のことについては、先の県県土整備部との意見交換会等において、本会より、県内中小企業の受注機会の拡大と現場代理人に係る生産性の向上を図るため、兼務可能対象工事の拡大を要望してまいりましたが、この度、下記のとおり見直しが行われましたので、お知らせします。

(事務担当 事業課 Tel045-201-8453)

記

1 現場代理人の兼務に関する運用の状況

平成21年1月28日より、県内中小建設業者の受注機会の拡大を図るため、県の同一部局で発注した、契約額が1,000万円未満（建築工事にあつては500万円未満）の工事について、一人の現場代理人が2件の工事まで兼務することができるとして運用を開始し、適用実績は3件となっている。

2 見直しの内容

6月補正予算の成立により、今後発注案件の増加が現込まれる中で、さらに県内中小建設業者の受注機会の拡大を図るため、一人の現場代理人が兼務できる工事を次のとおり見直す。

- (1) 契約額を1,000万円未満（建築工事にあつては500万円未満）の工事から、2,500万円未満（建築工事にあつては、1,000万円未満）の工事に引き上げる。
- (2) 対象を同一部局内の工事から、神奈川県が発注する全部局の工事に拡大する。

3 見直しによる効果

- (1) 契約金額が1,000万円未満の場合、Dランク業者中心であったが、2,500万円まで引き上げることににより、Cランク業者の参入機会の拡大が図れる。

等級別発注基準額 D ランク：2,500万円未満 Cランク 500万円以上6,000万円未満
--

- (2) 契約額を2,500万円まで引き上げること、及び発注者を同部局から県全体に拡大することにより、受注機会の拡大が図れる。

4 適用日 平成21年9月1日以降発注分から適用する。

/

現場代理人の兼務に関する運用の見直しについて

1 運用の状況

平成21年1月28日より、県内中小建設業者の受注機会の拡大を図るため、県の同一部局で発注した、契約額が1,000万円未満（建築工事にあたっては500万円未満）の工事について、ひとりの現場代理人が2件の工事まで兼務することができるとして運用を開始し、適用実績は3件となっている。

2 見直しの内容

6月補正予算の成立により、今後発注案件の増加が見込まれる中で、さらに業者間の競争性を高めるとともに受注機会の拡大を図るため、ひとりの現場代理人が兼務できる工事を次のとおり見直す。

- (1) 契約額を1,000万円未満（建築工事にあたっては500万円未満）の工事から、2,500万円未満（建築工事にあたっては、1,000万円未満）の工事に引き上げる。
- (2) 対象を同一部局内の工事から、神奈川県が発注する全部局の工事に拡大する。

3 見直しによる効果

- (1) 契約金額が1,000万円未満の場合、Dランク業者中心であったが、2,500万円まで引き上げることで、Cランク業者の参入機会の拡大が図られ、より競争性が高まる。

等級別発注基準額 Dランク：2,500万円未満

Cランク： 500万円以上6,000万円未満

- (2) 契約額を2,500万円まで引き上げること、及び、発注者を同一部局から県全体に拡大することにより、受注機会の拡大が図れる。

4 適用日

平成21年9月1日以降発注分から適用する。